
総合口座取引規定（通帳レス口座特約）

1.（特約の適用範囲等）

- （1）この特約は、「トマト・通帳レス口座」（以下「通帳レス口座」といいます。）に適用される事項を定めます。
- （2）この特約は、「総合口座取引規定」の一部を構成するとともに同規定と一体して、取り扱われるものとしします。

2.（通帳レス口座）

- （1）通帳レス口座は、通帳を発行しない個人のお客さま専用の総合口座をいいます。
- （2）通帳レス口座のご利用にあたっては、キャッシュカードの発行を必須とします。また、インターネットバンキングサービスの登録を必須とします。

3.（入出金明細の取扱）

通帳レス口座の入出金明細は、「トマト銀行アプリ」によりお客さまご自身が照会することとし、入出金明細の定期的な発行をしません。

4.（通帳レス口座の開設）

個人のお客さまは、普通預金口座の開設手続に際し、有通帳口座または通帳レス口座のいずれかを選択できるものとしします。

5.（通帳レス口座から有通帳口座への切替）

- （1）当社所定の手続により通帳レス口座を有通帳口座へ切替えることができるものとしします。この場合、通帳利用手数料もしくは有通帳切替手数料をご負担いただきます。
- （2）当社は、前記（1）の手数料について、通帳および払戻請求書なしで当社所定の方法により切替した口座から引落しすることができるものとしします。
なお、令和7年3月17日以降に口座を開設されたお客さまが、有通帳口座へ切替し通帳を利用される場合は、別途当社所定の通帳利用手数料をご負担いただきます。通帳利用手数料、有通帳切替手数料については、「総合口座取引規定」をご参照願います。

6.（預金の預入、払戻し、解約）

- （1）通帳レス口座の預金の預入れまたは払戻しは、原則としてATMをご利用ください。なお、定期預金の預入・解約等の手続きは、原則としてインターネットバンキングサービスをご利用ください。
- （2）窓口にて預金の預入れ、払戻し、解約をする場合は、通帳の提出に代えて、キャッシュカード、届出の印章を提出してください。
なお、手続にあたっては、本人確認書類の提示を求める場合があります。

7.（特約の変更）

- （1）この特約の各条項は、法令の改正、金融情勢等諸般の事情の変化その他相当事由があると認められる場合には、当社ホームページでの公表、店頭掲示その他の適切な方法で周知することにより、変更できるものとしします。
- （2）前記（1）の変更は、前記（1）の周知の際に定める効力発生日から適用されるものとしします。

以上
(2025年3月3日現在)